

駐車監視員活動ガイドライン

【富坂 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤色部分は、前回改定からの変更部分を示します。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道17号	白山通り	本駒込2-9本駒込2丁目交差点先	本駒込6-6先	7-21	
2	主要地方道301号	白山通り	小石川1-28先	白山5-17先千石駅前交差点	7-21	
			春日1-1先壱岐坂下交差点	小石川1-1先春日町交差点	7-21	
3	国道254号	春日通り	小石川1-1先春日町交差点	小石川5-4先	7-21	
4	都道405号	外堀通り	後楽1-3先水道橋交差点	後楽2-1先飯田橋交差点	7-21	
5	主要地方道301号	旧白山通り	白山2-39	白山5-33先白山上交差点	7-21	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道436号	千川通り	春日1-2先後楽園駅前交差点	千石3-4先	7-21	
2	都道437号	不忍通り	本駒込6-12先	大塚3-43先	7-21	
3	都道434号	牛込・小石川線	春日1-1先壱岐坂下交差点	後楽2-15先新隆慶橋交差点	7-21	
			水道1-2先新白鳥橋交差点	後楽2-1先飯田橋交差点		
4	区道819号	伝通院通り	小石川2-14	小石川2-15	9-19	
5	区道888号	—	春日1-7先	春日1-7先	7-21	
6	区道893号	播磨坂	小石川5-1先小石川五丁目交差点	白山3-1先植物園前交差点	9-19	
7	区道889号	巻石通り	春日1-6先牛天神下交差点	春日2-6金富小学校先	7-21	
8	区道887号	安藤坂	水道1-2先白鳥橋	春日2-24先	7-21	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(白山通り、春日通り、外堀通り)周辺	—	最重点路線の重点時間帯と同じ
2	後楽地区(後楽1・2丁目、春日1丁目)及び周辺	7-21	東京ドームシティ行事開催時間帯に重点的に運用

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	小石川4・5丁目地区(一中裏通り、テニスコート脇通り)及び周辺	7-21	
2	重点路線(旧白山通り、区道887号)周辺	7-21	
3	小石川1丁目全域	7-21	
4	源覚寺(こんにゃくえんま)周辺	7-21	
5	文京宮下公園周辺	8-19	
6	千川通り周辺	7-21	